

非正規滞在者に関する国会審議

(政府答弁)

<出典議事録>

20090619—衆議院法務委員会

20090630—参議院総務委員会

20090707—参議院法務委員会

今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというのではなく、**不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がないもの**と理解しております。

例えば、義務教育や助産施設における助産、結核予防のための健康診断は、不法滞在者もその対象とされているところでございます。

外国人がその子供を公立**義務教育**諸学校へ就学させることを希望する場合におきましては、従来から、国際人権規約等を踏まえまして、在留資格のいかんを問わず日本人の子供と同様に無償で受入れをしているところでございまして、今回の法改正後におきましてもこの取扱いに変わるものではないと考えております。

出産の方から申し上げますと、**助産施設**、これは経済的な理由により御自分の力では入院、助産が受けられない方に対するサービスでございますが、そういう助産施設への入所、あるいは**母子健康手帳の交付**といったこと、これにつきましては在留資格の有無を問わず行政サービスの対象にいたしております。

また、人道的な見地から、病院の方で診療しなければいけないという事態に立ち至ったケースにおいての対応もしかるべく行われていると認識しております。

定期の予防接種等につきましても、地方公共団体の責務として実施する部分につきまして、特に在留資格を問わずさせていただきますいております。

DV被害者の保護といった分野の行政サービスでございますが、このことにつきましても、当然今まで申し上げました人道的な見地から実施されるべきものでございますので、非正規滞在の外国人の方にも実施しておりますし、同じく**労災保険**でありますとか労働環境等についての労働局への御相談に対する対応につきましても在留資格は問わないということになってございます。

住民基本台帳法の改正によりまして、**就学案内**につきましては、基本的にはこの住民基本台帳に基づいて行われることになると考えます。しかし、新制度移行後も、住民基本台帳に記載がなくても、市町村教育委員会が就学年齢に該当する子供の情報を把握しているのであれば就学案内を出すべきものであるというふうに考えております。

市町村の教育委員会におきまして就学手続を行うに当たりましては、子供の教育を受ける権利の保障という観点から、従来から、外国人登録証明書による確認に限らず、一定の信頼が得られると判断できる書類により住所確認等ができる場合には公立の小中学校等に受入れをしているところでございます。

また、就学事務に携わる市町村教育委員会事務局の職員には、現在の外国人登録証明書の提示を求めるという権限があるわけではございません。また、法律改正後も在留カードの提示を求めるという権限を持つものではございません。

そういうこともございまして、就学手続の際に明らかに不法滞在者であるということが判明するというケースは想定し難いと考えておりまして、実際にもこれまで、入管当局に通報しているという例は承知していないところでございまして、こういったことは法改正後も変わらないだろうというふうに考えております。

不就学の外国人の子供たちをいかに就学させていくかということは非常に大きな政策上の課題であるというふうに認識しておりまして、居所や住所の不明なケースも多いことから、文部科学省では従来より就学を促進するための取組をしてきておるわけでございます。

例えば、日本の教育制度や就学手続等についてまとめました七か国語によります就学ガイドブックを作りましてこれを配布するという、あるいは、帰国・外国人児童生徒受入促進事業におきまして就学促進員を教育委員会に配置するなどいたしまして外国人の子供の公立学校への就学支援に努めてきているところでございます。

今回の制度改正によって**住民基本台帳に登録されない方の住所の記録**をどういうふうにするのかということ、これはまさに今回の附則の追加で要請されている事項でありますので、それはそれぞれの自治体が基本的には考えるべき事柄ではありますが、これはそれぞれ関係省庁とも連携を取りながら総務省としても必要な対応をしてみたいというのが基本的な考え方でございます。

出入国管理法の第六十二条第二項に基づきまして、国又は地方公共団体の職員には、その職務を遂行するに当たって退去強制事由に該当する外国人を知ったときには**通報義務**が課せられているわけでございます。

この出入国管理法の解釈や運用につきましては法務省において御判断されることではございますけれども、この通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合につきましては、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較考量いたしまして通報するかどうかを個別に判断することも可能であるというふうに理解しております。こうしたことにつきましては、文部科学省としても、必要に応じまして教育委員会に対し指導してまいりたいというふうに考えております。